五㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　四百五十二号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
恵庭市盤尻国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五〇七九林班ろ小班から同市盤尻国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五〇七九林班ほ小班まで	前	一九・一〇〇～一九・一〇〇	九一・六〇〇メートル
	後	一九・一〇〇～一〇〇・九〇〇	〇・七二九キロメートル
恵庭市盤尻国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五〇七九林班ほ小班から同市盤尻国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五〇八二林班ろ小班まで	前	二一・四〇〇～二七・八〇〇	四五・六〇〇
	後	二一・四〇〇～二七・八〇〇	〇・一七四
恵庭市盤尻国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五〇八二林班ろ小班から同市盤尻国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五〇八三林班ろ小班まで	前	三〇・八〇〇～三〇・八〇〇	五三・六〇〇
	後	三〇・八〇〇～三〇・八〇〇	〇・四五二
恵庭市盤尻国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五〇八三林班ろ小班から同市盤尻国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五〇八七林班ろ小班まで	前	二二・八〇〇～二二・八〇〇	二三・八〇〇
	後	二二・八〇〇～二二・八〇〇	〇・一一〇
恵庭市盤尻国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五〇八七林班ろ小班から同市盤尻国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五〇九二林班ろ小班まで	前	一八・七〇〇～一八・七〇〇	二九・七〇〇
	後	一八・七〇〇～一八・七〇〇	一・一六三
恵庭市盤尻国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五〇八七林班ろ小班まで	前	七三・四〇〇～七三・四〇〇	七六・八〇〇
	後	七三・四〇〇～七三・四〇〇	〇・〇二五
恵庭市盤尻国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五〇八七林班ろ小班から同市盤尻国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五〇九二林班ろ小班まで	前	二五・〇〇〇～二八・四〇〇	七一・三〇〇
	後	二五・〇〇〇～二八・四〇〇	〇・三三三
恵庭市盤尻国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五〇九二林班ろ小班から同市盤尻国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五〇九八林班ろ小班まで	前	一六・五〇〇～一六・五〇〇	六三・八〇〇
	後	一六・五〇〇～一六・五〇〇	〇・四〇三
恵庭市盤尻国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五〇九八林班ろ小班から同市盤尻国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五〇九二林班ろ小班まで	前	一五・〇〇〇～一五・五〇〇	三九・二〇〇
	後	一五・〇〇〇～一五・五〇〇	〇・四四七
恵庭市盤尻国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五〇九二林班ろ小班から同市盤尻国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五〇九八林班ろ小班まで	前	一八・五〇〇～一八・五〇〇	二四・九〇〇
	後	一八・五〇〇～一八・五〇〇	〇・〇六四
恵庭市盤尻国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五〇九八林班ろ小班から同市盤尻国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五一〇二林班ろ小班まで	前	一七・七〇〇～一七・七〇〇	三八・六〇〇
	後	一七・七〇〇～一七・七〇〇	〇・一四三
恵庭市盤尻国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五〇九八林班ろ小班から同市盤尻国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五一〇二林班ろ小班まで	前	一九・三〇〇～一七・五〇〇	四九・九〇〇
	後	一九・三〇〇～一七・五〇〇	〇・四七一
恵庭市盤尻国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五一〇二林班ろ小班から同市盤尻国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五一〇七林班ろ小班まで	前	一八・九〇〇～一八・九〇〇	五六・七〇〇
	後	一八・九〇〇～一八・九〇〇	〇・一一五
恵庭市盤尻国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五一〇七林班ろ小班地内	前	二一・一五〇～二一五・一〇〇	二一五・五〇〇
	後	二一・一五〇～二一五・一〇〇	〇・〇一四
恵庭市盤尻国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五一〇七林班ろ小班地内	前	一九・二一〇～一九・二一〇	七三・二一〇
	後	一九・二一〇～一九・二一〇	〇・〇二一

四　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第七十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月二十五日

北海道開発局長　髙松　泰

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十九号	北見市留辺蘂町富士見国有林網走東部森林計画区網走中部森林管理署一〇八四林班へ小班地内	北海道開発局及び同局網走開発建設部
〃	北見市留辺蘂町富士見国有林網走東部森林計画区網走中部森林管理署一〇七九林班と小班地内	〃
四百五十二号	夕張市鹿島北栄町国有林石狩空知森林計画区空知森林管理署一〇一五林班に小班から同市鹿島北栄町国有林石狩空知森林計画区空知森林管理署一〇一五林班ち小班まで	北海道開発局及び同局札幌開発建設部
四百五十三号	恵庭市盤尻国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五〇七九林班ろ小班から同市盤尻国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五〇七九林班ほ小班まで	〃
〃	恵庭市盤尻国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五〇七九林班ほ小班から同市盤尻国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五〇八二林班ろ小班まで	〃
〃	恵庭市盤尻国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五〇八二林班ろ小班から同市盤尻国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五〇八三林班ろ小班まで	〃
〃	恵庭市盤尻国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五〇八三林班ろ小班地内	〃

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第２２６号

山梨県甲府市丸の内２丁目39番13号　建栄丸の内ハイツ301

債務者　北川　正昭

1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　土橋　順

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月14日午前10時

5　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで

甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３９４５号

大阪府箕面市石丸１丁目20番１－301号

債務者　稲富　義隆

1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　横山　純子

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月26日午後３時

5　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１５９号

大阪市住吉区苅田９丁目16番21－505号

債務者　美根　敏弘

1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　今村　昭悟

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月26日午後３時

5　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１６３号

大阪市東住吉区中野１丁目２番21号

債務者　萬野　喜之

1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　森本　純

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月26日午後３時

5　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１９７号

大阪市天王寺区国分町13番15－206号

債務者　勇工業こと　勇　利和

1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　原田　謙司

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月26日午後３時

5　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで

大阪地方裁判所第６民事部